令和元年 11 月 19 日

ＺＥＨロードマップフォローアップ委員会　御中

一般社団法人ＺＥＨ推進協議会
代表理事　小山貴史

ＺＥＨロードマップフォローアップ委員会とりまとめ（11/13 案）についての意見

標題の件、丁寧に整理いただきまして誠に有難うございます。
議事の時間が限られていますので予め意見を書面提出します。

ｐ２の１～６行

令和元年６月に閣議決定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が 2050 年に向けて目指している家庭部門カーボンニュートラルとの関連についても言及いただきたく存じます。

ｐ２の７～９行、ｐ４の１３～１４行

ＦＩＴの買取価格の低下とともに太陽光発電設備の訴求が困難になっているとの意見があるのは事実ですが、一方で太陽光発電設備の価格も相応に低下していることについても合わせて付記しないと誤解を招くと思います。

ＺＥＨ普及が開始された後の期間における経済産業省の調達価格等算定委員会では、ＦＩＴによる設置者の経済的便益（ＩＲＲ税引前内部収益率）は住宅用は 3.2%の水準を維持していることから理論値としては設置者の経済的便益は維持されているという意見もあります。卒ＦＩＴ後を含めて２０～３０年間という長期の経済的便益についての訴求方法が業界に普及していないことが本質的な課題と考えています。

ｐ５の６～７行

ＺＥＨビルダー／プランナー未登録事業者に対する施策よりも、登録済みで実績無し（未報告含む）に対する施策の方が優先順位が高いと思います。環境省の初めてビルダー支援策の継続を望みます。

合わせて、ＺＥＨ及びＺＥＨビルダー評価制度の消費者への普及啓発や５星ＺＥＨビルダーへのインセンティブについても検討いただければ幸いです。（例、熊本県では県内の５星ＺＥＨビルダーの事業者名を県のＨＰで広報することを検討いただいています）

ｐ５の８～１４行

太陽光発電設備設置の初期コストが実質ゼロとなる事業モデルについて、建売戸建住宅で普及が重要という主旨の記述がありますが、市場においては、注文住宅を対象にした新し

い事業モデルとして既に普及が始まっていますので記述が必要ではないでしょうか？また、その取組事例を参考資料に掲載することを望みます。（参考：東京都の住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業）

ｐ９～ｐ１２

ＺＥＨ便益の明確化・定量化及び訴求については、前述の通り、特に太陽光発電設備の設置者の経済的便益について訴求方法を確立する必要があると考えています。

卒ＦＩＴ後を含めて２０～３０年間という長期の経済的便益について、これまでのＺＥＨ支援事業により建築された ZEH の電気使用量から経済的便益を試算するなどして、単なる太陽光発電メーカーの試算ではなく、エビデンスに基づく試算とその普及啓発が消費者への訴求力を持つと思います。

ｐ１７の１５～１７行

自家消費する再エネ価値の顕在化については、環境省の「ブロックチェーン技術を活用した再エネ CO2 排出削減価値創出モデル事業」において取り組まれている再エネの自家消費分のＪクレジット化についてＺＥＨ支援事業と連携して検証と支援をしてみてはいかがでしょうか？具体的には自家消費量を測定する機器（計量法に適合必須）の普及が必要条件となりますが、ＺＥＨ支援事業との連携による検証と支援が望まれます。

ｐ１８の２０～２４行

関連する法令や施策等についての希望です。

①国土交通省の住宅性能表示制度における断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量性能等級について、現行等級よりさらなる上位等級を検討する際は ZEH 基準との整合性を考慮し、ZEH 普及の一助としていただきたく存じます。

②国土交通省の住宅トップランナー制度についてＺＥＨ施策との連携やＺＥＨ基準との整合性を考慮いただきたく存じます。

③国土交通省の省エネ性能の説明義務化制度についてＺＥＨ施策との連携を図っていただきたく存じます。例えば省エネ性能の説明義務化の説明会においては、ＺＥＨ普及についてもより一層に言及いただきたく存じます。また将来においてはＺＥＨの適合有無についても説明の対象とすることを目指していただきたく存じます。

③環境省のクールチョイス施策において、消費者に対するＺＥＨの普及啓発を強化していただきたく存じます。

ｐ１８

既築 ZEH の普及の必要性についての言及は不要でしょうか？

以上